

○ 農林中央金庫法施行規則（平成十三年内閣府・農林水産省令第十六号）

。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

（外国における従たる事務所の設置等の認可の申請）

第二条　〔略〕

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による従たる事務所の設置の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファーポート非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。次条、第百条及び第百条の二において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファーポート非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当するものであること。

改 正 前

（外国における従たる事務所の設置等の認可の申請）

第二条　〔同上〕

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による従たる事務所の設置の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該従たる事務所の設置が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファーポート非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。次条、第百条及び第百条の二において同じ。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファーポート非対象区分に該当するものであること。

〔三・三 略〕

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第三条 「略」

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該委託契約の締結が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分に該当するものであること。

〔二・三 略〕

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第一百条 農林中央金庫は、法第七十二条第七項の規定による認可対象

〔三・三 同上〕

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第三条 「同上」

2 農林水産大臣及び金融庁長官は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該委託契約の締結が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バッファー非対象区分に該当するものであること。

〔二・三 同上〕

〔3・4 同上〕

(認可対象会社を子会社とすることについての認可の申請等)

第一百条 農林中央金庫は、法第七十二条第七項の規定による認可対象

会社（同条第一項第九号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 農林中央金庫及びその子会社等に関する次に掲げる書類

イ 〔略〕

ロ 当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第九項に規定する連結自己資本比率をいう。以下同じ。）の見込みを記載した書面

〔四・六 略〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

会社（同条第一項第九号の三に掲げる会社（以下「業務高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 農林中央金庫及びその子会社等に関する次に掲げる書類

イ 〔同上〕

ロ 当該認可後における農林中央金庫及びその子会社等（子会社となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率（農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第八項に規定する連結自己資本比率をいう。以下同じ。）の見込みを記載した書面

〔四・六 同上〕

〔二・六 同上〕

○ 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に關する法律施行規則（平成九年大蔵省・農林水産省令第一号）
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。
。

		改 正 後	改 正 前
		（業務の代理の認可の申請等）	
第十一條　【略】		第十一條　【略】	
2	〔略〕	2	〔略〕
3	農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。	3	農林水産大臣及び金融庁長官等は、第一項の規定による認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。
一	農林中央金庫が当該申請をした場合にあつては、当該業務の代理が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分、同項第二号に掲げる表の資本バツフラー非対象区分及び同項第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バツフラー非	一	農林中央金庫が当該申請をした場合にあつては、当該業務の代理が農林中央金庫の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、農林中央金庫の自己資本の充実の状況が農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令（平成十三年内閣府・財務省・農林水産省令第三号）第一条第一項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バツフラー非対象区分に該当し、かつ、農林中央金庫及びその子会社等（農林中央金庫法第五十六条第二号に規定する子会社等をいう。）の自己資本の充実の状況が同令第一条第二項第一号に掲げる表の非対象区分及び同項第二号に掲げる表の資本バツフラー非

分、同項第二号に掲げる表の資本バンファード非対象区分及び同項

第三号に掲げる表のレバレッジ非対象区分に該当するものであること。

〔二一〇四十 略〕

〔4
12 略〕

対象区分に該当するものであること。

〔二一〇四十 同上〕

〔4
12 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

○ 農水産業協同組合の組織再編成の促進のための特別措置に関する命令（平成十四年内閣府・農林水産省令第十四号）

。 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（健全な自己資本の状況にある旨の区分）</p> <p>第五条　【略】</p>	<p>（健全な自己資本の状況にある旨の区分）</p> <p>第五条　【略】</p>
<p>2　【略】</p> <p>3　第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第 一条第九項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分 等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第一百二十三条の 二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連 結自己資本比率をいい、第一項第一号からハまでに規定する「連 結普通出資等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連 結総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二 項に規定する区分等を定める命令第一条第九項に規定する連結普通 出資等Tier 1比率、連結Tier 1比率及び連結総自己資本比 率をいう。</p>	<p>2　【同上】</p> <p>3　第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、 農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第 一条第八項、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分 等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第一百二十三条の 二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連 結自己資本比率をいい、第一項第一号からハまでに規定する「連 結普通出資等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連 結総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二 項に規定する区分等を定める命令第一条第八項に規定する連結普通 出資等Tier 1比率、連結Tier 1比率及び連結総自己資本比 率をいう。</p>

備考　表中の「」の記載は注記である。

- 農水産業協同組合の金融機能の強化のための特別措置に関する命令（平成十六年内閣府・農林水産省令第七号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
（健全な自己資本の状況にある旨の区分）	（健全な自己資本の状況にある旨の区分）
第十一条　【略】	第十一条　【同上】
<p>2　【略】</p> <p>3　第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、 <u>農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第 一条第九項</u>、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分 等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第百二十三条の 二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連 結自己資本比率をいい、第一項第一号からハまでに規定する「連 結普通出資等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連 結総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二 項に規定する区分等を定める命令第一条第九項に規定する連結普通 出資等Tier 1比率、連結Tier 1比率及び連結総自己資本比 率をいう。</p>	<p>2　【同上】</p> <p>3　第一項第一号及び第二号に規定する「連結自己資本比率」とは、 <u>農林中央金庫法第八十五条第二項に規定する区分等を定める命令第 一条第八項</u>、農業協同組合法第九十四条の二第三項に規定する区分 等を定める命令第一条第四項又は水産業協同組合法第百二十三条の 二第三項に規定する区分等を定める命令第三条第四項に規定する連 結自己資本比率をいい、第一項第一号からハまでに規定する「連 結普通出資等Tier 1比率」、「連結Tier 1比率」及び「連 結総自己資本比率」とは、それぞれ農林中央金庫法第八十五条第二 項に規定する区分等を定める命令第一条第八項に規定する連結普通 出資等Tier 1比率、連結Tier 1比率及び連結総自己資本比 率をいう。</p>

備考　表中の「」の記載は注記である。